



広島国道事務所
広島県・広島市からの
お知らせ

令和6年3月12日

同時資料提供先：合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ
中国地方建設記者クラブ、広島市政記者クラブ

一般国道2号東広島バイパスに並行する現道区間を移管します ～国管理から広島県管理・広島市管理へ～

一般国道2号東広島バイパスに並行する現道区間（東広島市八本松西三丁目～広島県安芸郡海田町南大正町：延長約18.8km）について国土交通省から**広島県と広島市へ管理を移管**します。

- 移 管 区 間 : 東広島市八本松西三丁目
～広島県安芸郡海田町南大正町（延長約18.8km）
- 管 理 移 管 の 日 : 令和6年4月1日（月）午前0：00

■ 管理移管後の道路管理者【別紙1-1参照】

○広島県

東広島市八本松西三丁目 ～ 広島市安芸区上瀬野町（延長約3.5km）

広島市安芸区中野東一丁目 ～ 広島県安芸郡海田町南大正町（延長約3.0km）

○広島市

広島市安芸区上瀬野町 ～ 広島市安芸区中野東一丁目（延長約12.3km）

- 路 線 名 : 管理移管前 一般国道2号（指定区間）
管理移管後 一般国道2号（指定区間外） 【別紙2参照】

（移管に関する問い合わせ先）

国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所 TEL (082) 281-4131（代表）

副所長（管理） 亀岡 敬和（かめおか のりかず）

【担当】 管理第一課長 早見 昌幸（はやみ まさゆき）

【広報】 計画課長 森 英高（もり ひでたか）

ホームページ <https://www.cgr.mlit.go.jp/hirokoku/>



広島国道事務所
HP



X（旧ツイッター）
二次元バーコード

広島県 土木建築局 道路河川管理課長 宮津 透（みやづ とおる） TEL (082) 513-3903

道路企画課長 南 博高（みなみ ひろたか） TEL (082) 513-3891

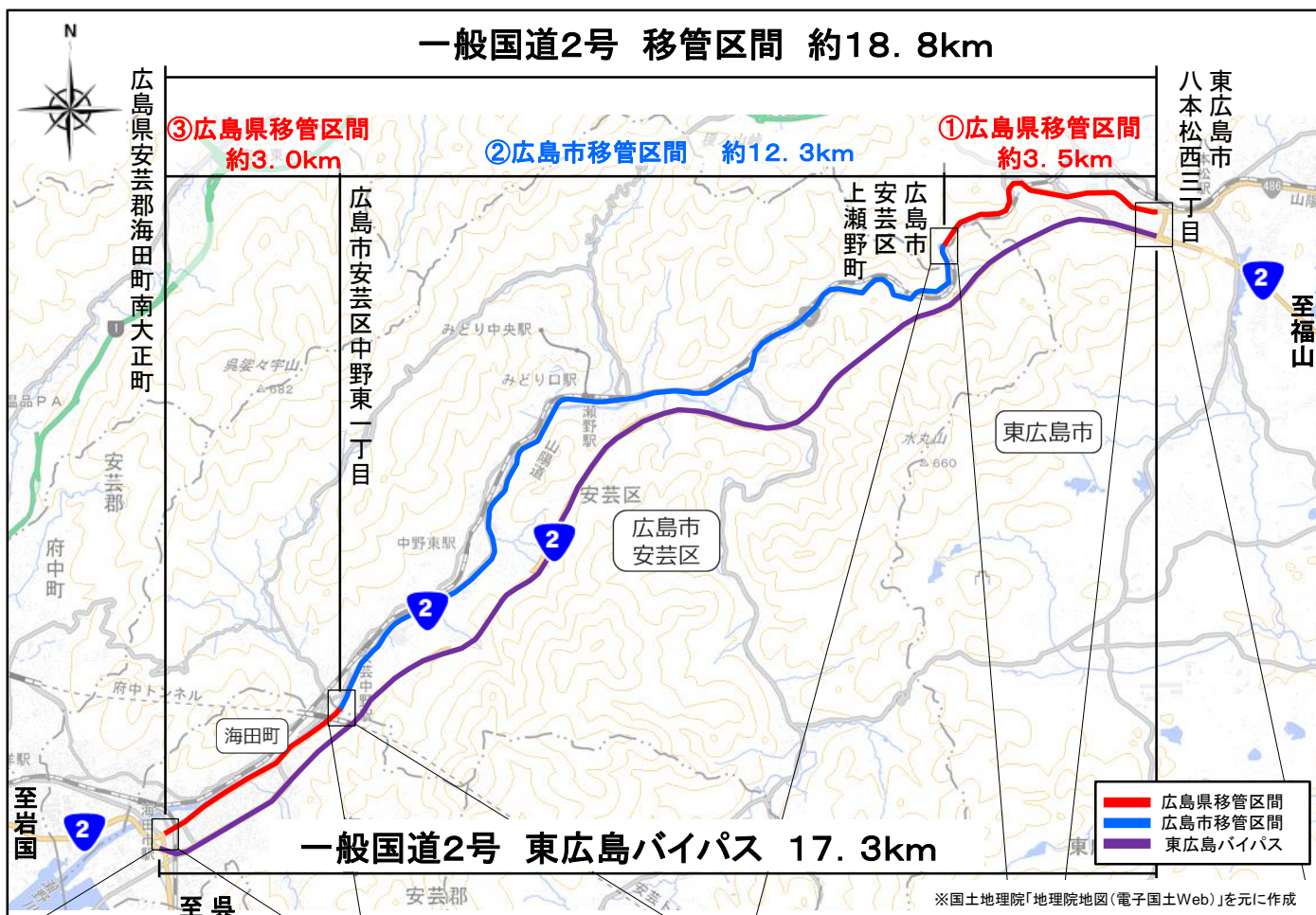
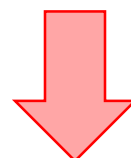
広島市 道路交通局 道路管理課長 西村 洋（にしむら ひろし） TEL (082) 504-2345

道路計画課長 本畝 学（もとうね がく） TEL (082) 504-2360

※道路の管理に関する問い合わせ先 別紙1-2参照

一般国道2号東広島バイパスに並行する 現道区間の管理を広島県と広島市へ移管します

- 路線名**
 管理移管前 一般国道2号（指定区間）
 管理移管後 一般国道2号（指定区間外）
- 管理移管の日** 令和6年4月1日（月）午前0：00
- 道路の管理者**
 管理移管前 国土交通省中国地方整備局
 （管理担当 広島国道事務所）
 管理移管後
 - ① 区間 広島県
 （管理担当 広島県西部建設事務所東広島支所）
 - ② 区間 広島市
 （管理担当 広島市安芸区役所）
 - ③ 区間 広島県
 （管理担当 広島県西部建設事務所）



■ 道路の管理に関する問合せ先

令和6年3月31日まで

区間	管理担当	電話番号
①②③区間	国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所 管理第一課	(082)281-4134

令和6年4月1日以降

区間	管理担当	電話番号
①区間	広島県 西部建設事務所 東広島支所 管理課	(082)422-6911
②区間	広島市 安芸区役所 農林建設部 維持管理課	管財係 (082)821-4921 維持係 (082)821-4933
③区間	広島県 西部建設事務所 管理課	(082)250-8151

指定区間について

国道の管理は、道路法第13条第1項及び一般国道の指定区間を指定する政令で定められています。

「指定区間」とは、国土交通大臣自ら管理を行う国道の区間を政令で指定した区間であり、指定区間以外の国道の管理は都道府県(政令市)が行います。

この度管理移管する区間は、政令改正に伴い一般国道2号の指定区間から除外され、R6. 4. 1以降、広島県または広島市が管理する区間となりますが、路線は変わりなく「一般国道2号」です。

道路法 抜粋

(国道の維持、修繕その他の管理)

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。